

第4回小笠原航空路協議会 議事録

開催日時：平成21年11月30日（月） 午前10時～

開催場所：都庁第一本庁舎42階北側 特別会議室D

事務局

定刻になりましたので始めたいと思います。本日は、お集まりいただきまして、ありがとうございます。これより、第4回小笠原航空路協議会を始めさせていただきます。申し遅れましたけれども、私は本協議会の事務局を務めます総務局行政部の副参事（島しょ振興担当）の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。それでは議事に先立ちまして、本年7月の東京都の人事異動に伴い、メンバーの交代がありましたので、委員の方のご紹介をさせていただきます。最初に協議会の会長であります、中田総務局長でございます。

中田会長

どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

飯尾港湾局技監でございます。

飯尾委員

飯尾です。よろしくお願いいたします。

事務局

野村知事本局政策部長でございますが、本日は所用により、福田政策担当部長がご出席でございます。

福田委員代理

福田です。よろしくお願いいたします。

事務局

邊見都市整備局航空政策担当部長でございます。

邊見委員

邊見でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

吉村環境局環境政策担当部長でございます。

吉村委員

吉村でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

大村環境局自然環境部長でございます。

大村委員

大村でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

石山港湾局離島港湾部長でございますが、本日は所用により欠席でございます。
続きまして、北村港湾局島しょ・小笠原空港整備担当部長でございます。

北村委員

北村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

笠井総務局行政部長でございます。

笠井委員

どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

高橋総務局参事（多摩島しょ振興担当）でございます。

高橋委員

高橋でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

長谷川小笠原支庁長でございます。

長谷川委員

長谷川でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

森下小笠原村長でございます。

森下委員

森下です。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

佐々木小笠原村議会議長でございます。

佐々木委員

よろしく申し上げます。

事務局

それでは、本日の協議会の開催に当たりまして、会長からご挨拶をお願いいたします。

中田会長

先ほど紹介していただきました、小笠原航空路協議会の会長を務めます、中田でございます。本日はお忙しいところ、森下委員、佐々木委員におかれましては、遠路はるばる大変お疲れだと思えますけれども、小笠原からご参加いただき、誠にありがとうございます。さて前回の協議会におきまして、本協議会が実施しますPI活動の実施について出されました、小笠原航空路PI実施計画書(案)のご承認をいただきました。本年5月には、小笠原航空路PI評価委員会において、議論いただき、6月に小笠原航空路PI実施計画書を策定いたしましたところでございます。本日の協議会におきましては、航空路の検討状況や小笠原国立公園の計画変更等につきまして、ご報告をいただくことになっております。小笠原の航空路の開設については、自然環境への配慮等さまざまな課題がございますけれども、それを取り巻く環境についても変化が生じております。これまでの取り組みや環境の変化などにつきまして、情報の共有化をしていただくとともに、一つの課題を着実に早くクリアして、実現可能な計画案の提示に結びつけていくことが、本協議会におきまして最重要なことであると考えております。今後とも委員の皆様方のご意見を尊重しながら、本協議会における協議を進めていきたいと考えております。委員の皆様のご協力をいただきまして、簡単ではございますが、私のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

事務局

ありがとうございました。それでは、議事につきまして、中田会長、よろしく申し上げます。

中田会長

それでは議事に入ります前に、ただ今紹介がございましたけれども、本日は委員として小笠原村から森下村長と佐々木村議会議長がご参加でございますので、お二人からご挨拶をいただければと思います。初めに森下村長申し上げます。

森下委員

挨拶の機会をいただきましてありがとうございます。この航空路協議会が開催される度に申し上げさせていただいておりますが、私ども小笠原村にとって航空路の開設というのは、本当に返還以来の悲願でございます。その中で本庁内でのいろいろな人事異動、それから村議会、都政、

そして国政の政治的な選挙ということもありまして、なかなか開催にいたりませんでした。ようやく一連の政治的な日程も終わりました。いよいよ今回の開催をもって、何とぞ今年度におけます、PIの実施につきまして、着実に進めていただくよう、お願い申し上げます。村内におきましては、何かとこの航空路を開設することの難しさは分かっているけれども、なかなか動きが見えないということに対して、私どもに対しましていろいろと指摘されているところがございます。どうぞ委員の皆様、私どものそのような悩みもご理解をいただきまして、着実にこの作業を進めていただくよう、ご挨拶を兼ねまして、改めてお願いを申し上げます。挨拶の機会をいただきましてありがとうございました。

中田会長

ありがとうございました。村議会議長、よろしくお願いたします。

佐々木委員

おはようございます。政権が変わりまして、また都議会の構成も未だ落ち着かぬ状況の中で、第4回の小笠原航空路協議会が、この年内に開催されたことを非常にうれしく思います。また関係部署の方に対しましても、今後の推進に当たり、一層のご協力をよろしくお願いたします。現状の航空行政が非常に厳しい状況を迎えている中で、新たに飛行場建設という大プロジェクトを今後どのような形で進展させていくかということは非常に大きな問題になっています。村内でも本当に航空路ができるのか、またそういう村民の声が非常に不安と期待の中で高まっている状況であります。そんな中、以前より検討されておりました、今後出てくる候補地の選定ということがやはり村民にとっては一番大きな問題であります。この協議会を重ねる度に、一步一步前進していくことを期待しております。それからちょっと余談になるんですけども、先程来、台風が小笠原近海にありまして、私の長男の嫁ですけども、8カ月のお腹で乗ってくるのですけれども、今回のそういう急な、天候異変に対して、お産をされる方がまだ島にも何人もいます。けれども、「この船で来ようか、それとも次の船にしようか」という、非常に厳しい選択をされております。もうここでは分からないような状況が非常に大きいことが村民の中にはあります。一日も早く航空路が完成して、村民が安心して生活できるようにぜひ、今後とも、村長始め議会も一体となって、この協議会に参加して頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

中田会長

ありがとうございました。それでは議事に入ります。「小笠原航空路PI評価委員会実施報告」につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

事務局

これより議事に入りますので、プレスの方は、カメラ撮りをこれ以降ご遠慮願いたいと思っております。それでは参考資料1をご覧ください。第2回の小笠原航空路PI評価委員会の実施報告でございます。第2回小笠原航空路PI評価委員会は、本年5月8日に開催いたしました。PI評価委員会は、小笠原航空路協議会設置要綱にあるとおり、協議会が設置いたしました第三者機関でございますので、まず協議会の会長である中田総務局長から、第1回小笠原航空路PI評価委員会開催

時以降、これまでの間の経緯等について総括的な説明をいたしたところでございます。その後、議事1として、第3回小笠原航空路協議会につきまして、その実施報告を行いました。ここではまず、第1回小笠原航空路PI評価委員会において、委員長及び委員長代理の選出を行ったこと、それまでの航空路に関する経緯や、第1回及び第2回の協議会について報告を行い、これについてPI評価委員よりご助言をいただいたことなどについて報告をいたしました。続きまして、議事2として、小笠原航空路PI実施計画書(案)について説明を行いました。参考資料2ですけれども、小笠原航空路PI実施計画書の8ページの(2)をご覧ください。ここでは委員より、「PI活動において想定される論点」部分の費用対効果につきまして、ステップ1と2についての発言があり、「ステップ2では施設計画が具体化してくれば数値も具体的に提示できると思うが、ステップ1では詳細を示すのは難しいのではないかと意見が出されました。また、「B/Cを出していくことは難しいことだが、事務局としては将来B/C的なことをやっていくことを考えているのか」などのご助言をいただきました。これにつきまして事務局からは、「航空需要の一定の判断材料として、B/C的なものは必要なものと考えており、難しいけれどもやる予定である」とご説明いたしました。また、費用対効果にかかるPI実施計画書(案)の記載につきましては、このような委員のご指摘を踏まえまして、ステップ1での「航空路開設の必要性の判断や費用対効果は妥当か」という表現から改め、「航空路開設の必要性(経済性・需要予測など)の判断は妥当か」という記載に修正することとし、既に書面などで再度協議会に承認を受けて、PI実施計画書として決定しております。なお、決定したPI実施計画書につきましては、参考資料2として、改めまして今回紹介させていただいております。次に議事3「その他」として小笠原諸島振興開発特別措置法の延長につきまして、東京都、東京都議会、小笠原村、小笠原村議会より延長の要請を行ったこと、その後の国会での審議状況や5年間の法適用が決定された旨についてご報告をいたしました。説明は以上でございます。

中田会長

それでは次に、航空路の検討状況につきまして、総務局高橋参事及び港湾局北村島しょ・小笠原空港整備担当部長からご報告をお願いします。

高橋委員

それでは小笠原航空路各案の概要につきましてご報告をさせていただきます。資料1をご覧ください。平成13年、時雨山周辺域での空港の建設は困難であると判断し、その計画を撤回して以降、航空路案として、硫黄島活用案、水上航空機案、洲崎地区活用案、鴛島案がございます。各案の概要ですが、まず硫黄島活用案につきましては、既存施設の活用として硫黄島の自衛隊用地の滑走路を利用し、東京と硫黄島間をジェット機で結び、そのあと硫黄島で乗り継ぎ、硫黄島-父島間をヘリコプターで連絡するという案でございます。自然環境への影響は、特に貴重な自然環境は見られず、影響はほとんどないものと考えられます。その他には火山活動による安全性の課題や、防衛省等関係機関との滑走路共用化、民間施設整備に向けた調整が必要であります。水上航空機案についてですけれども、二見湾内又は湾外に水上空港を設置いたしまして、水上飛行艇により東京-父島間を直行便で結ぶという案でございます。自然環境への影響につきましては、湾内におきまして、陸域に、湾外におきましても、波除け施設の整備等により、海域に影響が生じ

る可能性がございます。その他には、水上飛行艇の民間転用の開発等の課題があります。洲崎地区活用案でございますが、これは父島洲崎地区に空港を整備いたしまして、東京 - 父島間をプロペラ機により直行便で結ぶ案でございます。陸域・海域ともに自然環境への影響が考えられます。また、眺望の変化による観光への影響も考慮する必要があります。最後に聳島案でございますが、これは聳島に空港を整備し、東京 - 聳島間をジェット機で結び聳島で乗り継ぎ、そして聳島 - 父島間を高速船で連絡する案でございます。自然環境への影響といたしまして、陸域・海域ともに影響があると同時に、アホウドリの生育環境への影響も懸念されるところでございます。また最近、小笠原国立公園計画の変更や世界自然遺産登録に係る動きがございました。詳しくはこのあと環境局より報告がございます。なお今後の航空路開設の検討につきましては、今年度策定予定である「小笠原諸島振興開発計画」にも、「本土との交通アクセスの改善のため、自然環境等の調和に十分配慮した航空路の将来の開設について幅広く検討を進める。」とし、「自然環境への影響、費用対効果、運航採算性、安全性、さらに最新の技術開発動向等について総合的に調査・検討を行い、PI に反映させる。」とお示しする予定でございます。引き続き航空路案への検討に取り組んでまいりたいと考えてございます。以上でございます。

北村委員

続きまして、洲崎地区周辺におけます、気象・海象観測につきまして説明をいたします。資料2をご覧ください。まず観測の目的でございますけれども、航空路開設に向けまして、洲崎地区周辺における滑走路配置案の検討及び環境影響シミュレーションの基礎データ収集のため行うものであります。これを観測内容別に申し上げますと、まず気象観測でございますけれども、洲崎地区活用案における滑走路の配置、具体的には位置や方向などがございますが、これを検討するに当たりまして、航空機の就航に影響を及ぼす横風などを分析いたしまして、予想就航率を算出する基礎データ収集のために行うものであります。なお、ICAO（国際民間航空機関）の基準に基づきまして、3年間観測を行うところでございます。次に海象観測のうち波浪でございますけれども、こちらは水上飛行機案の離着水の可否を判断いたしまして、就航率を算出するためのデータを収集するために行うとともに、洲崎地区活用案を検討する際にも、構造物への影響を、検討するに当たっての基礎データとして活用できるものでございます。また、海象観測のうち流況は洲崎地区活用案の検討に当たりまして、水生生物に対する影響や海浜への影響をシミュレーションする際の基礎データを収集するために実施するものであります。次にこれらの観測期間でございますけれども、気象観測は平成19年1月から実施しておりまして、あと1カ月で完了いたします。海象観測は平成19年の1月から1年間実施したところでございます。観測の内容でございますが、資料に記載いたしましたとおり、気象観測は風向・風速をはじめ上層風など10項目でございます。波浪観測は波高・波向・周期の3項目でございます。流況観測は流向と流速の2項目でございます。最後でございますが、代表的な項目の観測状況の写真を掲げてございますが、左上の写真が野牛山の頂上で風向・風速を観測している状況でございます。右上の写真はドップラーソーダにより上層風の観測状況ございまして、観測地点は洲崎の建設発生土置場付近でございます。左下は波高・波向の観測状況ございまして、観測地点は中山峠西側地先水面でございます。右下は流向・流速の観測状況ございまして、洲崎地区の南北の海域、合計6箇所を実施いたしました。簡単でございますが、以上で説明とさせていただきます。

中田会長

それでは次に、小笠原国立公園の計画変更等につきまして、環境局の大村自然環境部長から報告をお願いいたします。

大村委員

私から資料3と資料4につきまして、国立公園の計画変更と小笠原の自然遺産登録に関するご報告をいたします。まず資料3でございますが、国立公園の計画変更でございます。大きな1番でございますけれども、昭和47年以来、全般的な見直しを行ってこなかったのですが、この度、世界遺産登録の申請手続きに当たりまして、公園計画の見直しを行いまして、2にございますように、11月12日付の官報で公示され施行されてございます。下の地種区分の変更と、真ん中にある表をご覧くださいいただければと思いますが、特別地域全体の面積が増えておりますだけでなく、より厳しい区分のほうにシフトするというふうな形によりまして、乾性低木林など典型的な生態系が残っている地域とか、あるいは固有の希少性を持つ植物の生息・生育などは自然の改変に厳しい規制をかける、特別保護地区に分かれるなどの変更をしてございます。また一方では、外来植物の侵入により固有の自然が失われている部分もございまして、再生対策の困難な地域については、区分が緩和されたところもございまして。全般的には特別保護地区が公園区域の7割以上を占めるなど、保護の充実が図られた変更内容となっております。これは特別保護地区になるとどうなるかというのが、一番下の参考というところをご覧くださいと思います。建築物の新改増築については次のもの以外は許可しないということで、3つ目に学術研究その他公益的な条件というのがございますが、一般的な公共的な目的だけではなくてかなり絞られたものになると増改築もできない。また、車道の新設は原則的に許可しない。木竹の伐採は禁止される。土地の形状変更も公的なもの以外許可しないということで、何も手をつけられないような地域になっています。それがどういうふうな形になっているかというのは、2枚目、3枚目に地域ごとに色分けしてございますが、この下にある2枚目に鴎島列島全域が特別保護地区にかかってございます。上にある父島列島の父島では集落中心に普通地域であったり、あるいは縮減がかかっていたりしているところがあります。3枚目が母島列島でございます。次に資料4をご覧くださいと思います。小笠原諸島の世界自然遺産登録についての資料でございます。スケジュールでございますが、平成19年に暫定リストを出して以来、この9月29日に世界遺産委員会に推薦書・管理計画の仮提出ということで、正式にエントリーしました。今そのフィードバックがあって、来年1月には世界遺産委員会への推薦書・管理計画の本提出をすることになりまして、このあと来年の夏ごろにはユネスコの諮問機関である国際自然保護連合による現地調査を経て、再来年の夏ごろにユネスコの世界遺産委員会において登録の可否が決定という段取りになってございます。自然遺産の内容などについては、右にございますが、次のページにA3で小笠原諸島の世界遺産の区域の資料がございます。左にありますように、鴎島列島全域を始めとして推薦地にかかってございます。なお、父島・母島の集落近郊、右にございますように、集落近郊については、自然遺産の推薦地から除いてございます。また、硫黄島、沖ノ鳥島、南鳥島は除いてございますけれども、それ以外の島々については自然遺産の推薦対象地とさせていただいております。東京都といたしましても、今後とも普及啓発並びに外来種対策なども含めまして、世界遺産登録に向けてさらにお話をしていきたいと思っております。私からは以上です。

中田会長

はい、ありがとうございました。次にその他について事務局から説明をお願いいたします。

事務局

ただ今の報告のとおり、航空路4案のうち、聳島案につきましては公園計画が変更され、聳島全域が特別保護地区に該当することになり、事実上、自然改変が出来ない状況でございます。航空路4案のうち聳島案については、航空路の検討を効率的に進めていく観点から、今後検討から外したいと思えます。

中田会長

分かりました。議事の次第にありますように、「小笠原航空路 PI 評価委員会の実施報告」から「その他」まで説明がありました。これらにつきまして、何か委員の方々からご意見なりご質問等あればお願いいたします。

森下委員

水上航空機案のところ、二見港の湾内での水上空港の設置というのは可能なんですか。

高橋委員

可能というよりは、その場合にもやはり、区域に影響があるということは考えております。

森下委員

例えば、よく村民の間で誤解されているのが、今の自衛隊の水上飛行艇が湾内に直接離発着をしていることから、それが民間転用した場合にあれを利用できるのではないかということです。航空法でみていくと、かつて我々は民間転用できたとしても湾内に直接離発着はできないと教えられたものですから、実質的な湾内への水上空港の設定というのは難しいと思うのですが。

高橋委員

二見湾に水上飛行艇が離発着可能な水上空港を設置するためには、民間航空では、航空法の規定により、いわゆる必要な表面、空域をつくらなければならないという部分が出てまいります。そのために、陸域に影響ありと書かせていただいたのですけれども、大規模な自然改変がやはりその場合には出てまいります。自衛隊機の場合は旅客が入っておりませんので、航空法の適用外になっています。

森下委員

「陸域に影響ある」の意味は分かりました。特に村内の現状を知らない内地からの方は、想像がなかなか難しいと思ひまして。

佐々木委員

よろしいですか。4案からこの聳島案をはずすとすると、やはり残るところ、今村長が発言された水上案を含めて、3カ所なんですけれども、先ほどちょっと挨拶の中でもあったんですけれども、どうしてもやはり場所の決定というのが、常々村民の方から、どうなんだろうということがあるんですよね。それで特に水上案については、私たちも二見港の中に民間航空が飛ぶということは、漁船が常に出入りしているし、緊急の船も入るし、自衛隊の船も入るわけです。そういうことで、二見港の中に入ってくる船にデータとか、まずおそらく出せないと思うんですよね。外国船も来るし、避難船も来るし、そういう中で、常に漁協の船も出入りしているし、そういう船の進行に対して、何時に飛行機が入ることができないと思うんですよね。だから水上案というのも非常に厳しいし、これは湾外に水上飛行場を作らなきゃならないということは分かっているんですけれども、そうすると今のような状況の中で、海上の問題、非常に可能性が強いわけです。特に今度、硫黄島問題になりますと、やはりあそこは遺骨がまだ残っていると同時に、果たして民間の飛行機がその上を飛んでいいのか、通過していいのかという問題もあるわけですよね。こういう2つが私が考えるには、非常に大事な部分がありますので、その辺をなるべく早く消していただきたいと強く要望していきたくと思います。よろしくをお願いします。

中田会長

その他、何かご意見がございますか。

確かに私も昨年ですね、たまたま行きは船で行かせていただきまして、帰りは自衛隊の水上飛行艇で行かせていただいたのですけれども、やはり進入の角度ですとか、さまざまな問題があるんですよね。ここには1つの案として書かれていますけれども、そういったこともクリアするというのは難しい問題です。特に湾内については大変だと思います。ただ1つの考え方として、この中では聳島案以外は決定的にははずす理由はないということで、今日の段階では事務局で整理した形になっています。そこら辺をご了解いただきたいと思います。ほかにご意見がなければ、これで今日の協議については、これで終わりになりますが、どなたかいないでしょうか。

森下委員

よろしいですか。重ねて本当に私どもの思いということの話になりますが、この今の航空路を作っていくためには、PIをきちんとやっていかなきゃいけない。そのことにやはりかけなきゃいけない時間はかけて、やらなきゃいけないということを重々承知した上で、それでも村民の中には、先ほども議長からもありましたが、期待と不安が交錯しております。なかなかPIというのは形が見えない作業ですよね。そういう中での航空路協議会でございますので、先ほど挨拶のときにも申し上げましたけれど、政治的な日程もクリアできましたので、今年度内のPIの作業については、また着実に進めていっていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

中田会長

かしこまりました。最後ということでしたので、ほかに何か事務局のほうから、ないでしょうか。

事務局

最後になりますけれども、小笠原航空路 PI 評価委員についてご連絡をいたしたいと思います。今回、委員長でございます山内氏から、ご本人の一身上の都合により小笠原航空路 PI 評価委員の職を辞する旨、申し出がございました。後任の小笠原航空路 P I 評価委員の選任に当たっては、参考資料 2 の小笠原航空路 PI 実施計画書の後段に付けています「小笠原航空路 PI 評価委員会設置要綱」及び「小笠原航空路 PI 評価委員の選任について」をご覧ください。これによりますと、小笠原航空路 P I 評価委員会設置要綱第 2 条の目的に、「必要な専門知識を有すること」と記載されています。今後これらの必要な要件を踏まえて、事務局におきまして、後任の方を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

中田会長

本日の議題はすべて終了させていただきます。今後も本協議会での議論を通じまして、航空路の開設に向けて、さらに関係機関との連携を深めまして、情報の共有を図りながら検討をしたいと思っております。よろしく願いいたします。先ほど村長、議長からもありましたように、取り巻く状況が非常に厳しい中でもありますし、そういう意味では逆風が吹いております。一方で本協議会も、村民の方の熱い空港開設に対する思い、これを十分私どもも認識しておりますので、本協議会を通じまして、ご理解いただきたいと思っております。これで第 4 回の小笠原航空路協議会を終了したいと思います。ありがとうございました。

以 上